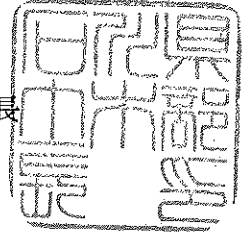


監 第 2050号  
平成30年 3月29日

一般社団法人石川県建設業協会  
会長 吉 光 武 志 様

石川県土木部長



石川県版「工事施工の円滑化4点セット」の運用について

標記について、平成28年3月15日監第2256号により平成28年4月1日から運用しているところであるが、受注者に義務づけられる「土木工事設計図書の照査ガイドライン」の対象工事について下記の通り変更するので参考に送付します。

記

1. 「土木工事設計図書の照査ガイドライン」の対象工事  
Aランク工事とする。  
(当初設計額が土木一式 3,000万円以上、舗装・造園工事 1,000万円以上、その他工事 1,500万円以上)
2. 適用開始日  
平成30年4月1日以降の支出負担行為に係る工事から適用する。

担当：監理課技術管理室 課長補佐 南野  
TEL076-225-1787 FAX076-225-1788  
Mail:nobuo-m@pref.ishikawa.lg.jp